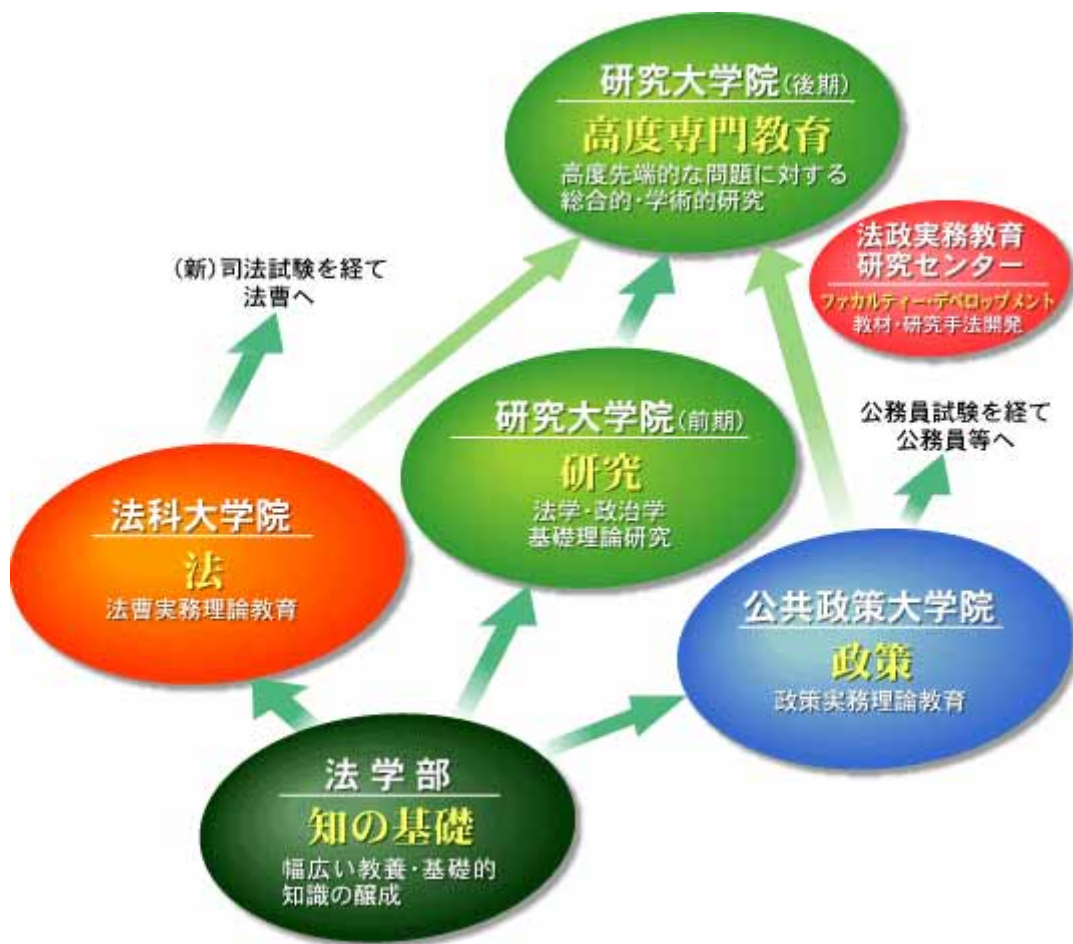


平成 16(2004)年度 東北大学法科大学院年次報告書

1. 設置者

国立大学法人東北大学

2. 教育上の基本組織



3. 教員組織 参考資料：別紙2（別紙様式3、4）

教員数 45名（教授24名、助教授12名、その他9名）
うち専任教員27名

4. 収容定員及び在籍者数 参考資料：別紙2（別紙様式2）

(1) 収容定員

300人（入学定員100人）

(2) 在籍者数

100人(平成16年5月1日現在)

5. 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹(裁判官・検察官・弁護士)に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。

(2) 入学者選抜の概要

選考は、次に掲げる「適性試験等による選考」(以下「第1次選考」という。)及び「論述試験等による選考」(以下「第2次選考」という。)の2段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行う。第2次選考の結果と健康診断の結果を総合して最終合格者を決定する。

入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2年間での修了を希望するか否かを示すものとする。100名の入学許可者のうち2年間での修了を希望した者については、法学の修得状況に鑑みて2年間での修了が可能であると判断された場合に法学既修者としての入学を認め、そうでない場合には法学未修者としての入学を認める。

(3) 受験者数等

(ア) 出願者 633名

出願者内訳

東北大学出身 176名(うち他学部出身者30名)

他大学出身 457名(主な出身校 早稲田81、慶應義塾46、中央41、東京27、京都18、明治18、同志社17、新潟16、一橋13ほか)

法学既修者コース希望者(2年課程) 312名(うち男性236名・女性76名)

法学未修者コース希望者(3年課程) 321名(うち男性241名・女性80名)

社会人等 330名(うち社会人278名・他学部等156人)

年齢構成

20歳代 514名・30歳代 102名・40歳代 16名・50歳代 1名(最高齢者 51歳)

(イ) 第1次選考(書類選考)合格者 555名

(ウ) 第2次選考(法学専門科目、小論文試験)受験者 419名

第2次選考受験者内訳

法学既修者コース希望者(法学専門科目、小論文試験) 213名

法学未修者コース希望者(小論文試験) 206名

(エ) 最終合格者 114名

(オ) 入学手続き済み 94名

(カ) 追加合格 10名

(キ) 最終入学手続き済み者数 104名

(ク)入学手続済み後の入学辞退 4名

(ケ)最終入学者数 100名

(4)最終入学者内訳

(ア)出身大学

東北大学出身 38名(うち他学部出身者6名)

他大学出身 62名(主な出身校 早稲田14、慶應義塾8、東京6、中央6、京都5、一橋2、金沢2、新潟2、法政2、立命館2ほか)

(イ)コース別

法学既修者コース(2年課程) 54名(うち男性39名・女性15名)

法学未修者コース(3年課程) 46名(うち男性37名・女性9名)

(ウ)社会人等

55名(うち社会人44名・他学部等27人)

(エ)年齢構成

20歳代 89名・30歳代 10名・40歳代 1名(最高齢者 40歳)

6. 標準修了年限

3年(ただし、入学試験において、法学既修者として入学を認めた者については2年)

7. 教育課程及び教育方法 参考資料:別紙2(別紙様式1)

(1)教育目的

法科大学院は、優れた法曹(法科大学院では、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた法曹を「優れた法曹」と考えている)の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。

(2)教育課程

法学未修者に対して第1年次科目(公法(憲法、行政法)、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)を開講して、1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に、2年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。このほか、実務基礎科目(法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習(以上、必修科目)、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判(以上、選択必修科目))、基礎法・隣接科目(日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学・、実務外国法・、法と経済学)展開・先端科目(環境法、経済法理論、経済法実務、倒産法、実務労働法・、知的財産法・、企業課税論、国際法発展、国際私法など)を開講している。とりわけ3年次の必修である実務基礎科目(法曹倫理(2年次・3年次開講)、民事・行政裁判演習、刑事

裁判演習)は、将来の法曹の職務に直結する内容となっている。

また、基礎法・隣接科目は、過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し、法学の理論的素養を涵養することを目的とした教育を目指し、展開・先端科目は民事法、刑事法、公法が相互に絡み合う分野について、現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした教育を行っている。

総じて言えば、1年次は法学未修者のための教育、2年次は法曹となるために必要な理論的な深化を目指すとともに、実務の基礎にも触れる教育、3年次は理論に基づいた法曹実務の初歩的な理解と経験に関する教育を行う。そのために、研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力がなされている。

課程修了要件は、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目24単位以上の修得及び96単位以上の修得である。

(3) 教育方法

まず、とりわけ必修科目についてはクラス分けを行い、1クラス50名を標準に教育を行っている。また、演習科目については、1クラス15名～20名を標準としている。履修制限にかかった学生は、履修登録の変更を行うことができる。

講義・演習とも、双方向・多方向の授業を導入している。講義と討論の割合については、第1年次科目については、基礎的な法学に関する学力を養成するため、いずれかといえば講義に、逆に第2年次の基幹科目は、法学についての実務的スキルを養成するため、いずれかといえば討論に重点を置いたものとなっている。

第1年次科目については、基本6法につき研究者教員による授業が行われている。基幹科目については、研究者教員と実務家教員が、実際の講義・演習や教育方法の準備等において連携して授業を行っている。法律基礎科目については適切な実務家教員を中心として、基礎法・隣接科目、展開・先端科目については適切な研究者教員を中心として授業をおこなっている。

教材については、市販のロースクール教材を初め、各授業の教員において適切な判例・文献を取捨選択しながら、十分な予習と授業後の復習に必要な資料を作成して授業を行っている。

なお、必修科目については、第1年次科目と基幹科目の授業担当教員の相互の連絡のため、懇話会等を開いている。また、授業に関する質問等については、アドバイザー制度を設けている。

8. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価

成績評価の区分は東北大学法科大学院規程第8条において規定しており、それは学生全員に配布されている学生便覧に明記している。

具体的には、試験の成績は、100点を満点とし、AA：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満の5段階とし、AA、A、B、Cを合格とすることとし、人数比につき、AAは若干名、Aは20%以下、B、Cは40パーセントを目処にし、プラスマイナス20パーセントの変動を認めることとし、各教員の採点の際の指針として示している。不合格であるDについては絶対評価である。

なお、成績の基準等については、より詳細な資料を学生等に掲示により告知した。

(参考)

成績評価の客観的基準、試験、履修登録に関する重要掲示(2004年6月16日付)

1. 成績評価の客観的基準について

(1) 成績は、中間及び期末の試験(レポート試験等も含む。)授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。

(2) 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。

事実認識能力

鋭い問題意識と問題分析解決能力

主要な判例・学説の知識(基礎的・専門的法知識)

論理的一貫性(法的分析による推論)

批判的検討能力と発想の柔軟性

文章構成能力(法的な議論を説得的に表現する能力)

(3) 成績は、以下の基準による。

AA...90~100点 : 若干名

A...80~89点 : 20%を上限とする。

B...70~79点 : 40%を標準とする(±20%)

C...60~69点 : 40%を標準とする(±20%)

D...59点以下 : 不合格

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目は、この限りでない。

2. 試験

(1) 第1年次修了試験及び第2年次修了試験は、各授業科目の担当教員の各期末の試験をもって、これに代える。

ただし、授業科目により、融合問題など、格別に試験の必要性のあるときは、後期授業期間終了後、試験日を定めてこれを行うことができる。

(2) 実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目については、各期末において試験を行う。

(3) やむをえない事由(忌引き、病気等、これに匹敵する事由に限る。)により試験(再度の試験を除く。)を受けられなかった者については、別に試験を行う。

(4) 試験に合格しなかった者(不合格者)のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めた者については、再度の試験を行う。

ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対し、後期授業期間終了後に再度の試験を行うものとする。

(2) 課程修了

課程修了者なし

9. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 入学金

282,000円

(2) 授業料

半期分 402,000円(年額 804,000円)

(3) 奨学金等

(ア) 日本学生支援機構

出願者 60名

採用者 57名(1種21名・2種38名・内併用貸与2名)

(イ) その他

交通遺児育英会奨学金 1名

10. 修了者の進路及び活動状況

修了者なし

開講授業科目一覧

学期区分： セメスター制を採用

東北大学大学院法学研究科総合法専攻

科目	授業科目名	配当年次	学期	時間数(時間)	単位数	必修・選択等	開講方法	授業方法(形態)	担当教員		開講単位数	授業科目内容の概要	シラバス等のページ	受講生数(うち、LS外の学生)		
									名前	分類						
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	公法	1	前期	67.5	6	必修	毎年	講義	辻村 みよ子 稲葉 馨	12	プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。	46(0)	25(0), 28(0)		
		実務公法	2	通年	67.5	6	必修	毎年	講義	稲葉 馨 山元 一						
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	民法	1	通年	135	12	必修	毎年	講義	河上 正二 早川 眞一郎 水野 紀子 小粥 太郎	32		民事訴訟は、民事実体法上の権利の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、ここでは、民事実体法と民事手続法との架橋として要件事実が重要な機能を果たしている。すなわち、民事訴訟の最終段階では、裁判所は、判決において要件事実の存否(それが不明の場合は、証明責任の所在)に基づき権利の存否を判断することになるので、それへ向けての証拠調べは、最終的な立証目標を要証事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、同様に要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において、審理判断をすることになるし、当事者(訴訟代理人)の訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動、さらには、予防法学的見地に立った取引活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行する必要があるから、法曹実務家として要件事実の理解は不可欠である。	46(0)	46(0)	
		商法	1	後期	45	4	必修	毎年	講義	吉原 和志						
		民事訴訟法	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	貝瀬 幸雄						
		実務民事法	2	通年	157.5	14	必修	毎年	講義	河上 正二 水野 紀子 小粥 太郎 石井 彦壽 佐藤 裕一 藤田 紀子 吉原 和志 坂田 宏						
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	刑法	1	前期	45	4	必修	毎年	講義	成瀬 幸典	14			本講義は、要件事実が具体的な民事訴訟においてどのような役割を果たすか、具体的な事例における要件事実が何か等につき基礎的な理解を従来の法学教育においては、一定の事実を確定的なものとして与え、それに対して法的ルールを適用して、どのような結論が得られるかという点が重視されてきたといつてよい。 しかしながら、現実の刑事事件では、検察官の主張する事実と、被告人・弁護人側のそれとが必ずしも一致するわけではなく、また、当事者の主張する事実が、公判廷で取り調べられた証拠から直ちに認定できるとも限らない。 裁判官は、法的ルールの適用に先だって、いかなる事実を基礎として判断するかを確定しなければならず、また、最終的な事実の確定は裁判官によって行われるとしても、検察官、弁護人もまた、自らの主張に見合う事実を依拠しなければ、その主張が裁判所に容れられることはない。その意味で、この「事実認定」といわれる作業についての基本的な理解は、実務法曹を目指す者にとって必須の素養というべきである。 そこで、本講義では、実際の事件や裁判例に素材を求め、事実が確定されるまでの法律家の思考の過程を辿ることを通じて、法律家の職務において圧倒的重要性を有する「事実認定」という活動につき理解を深めることを目的とする。 この授業の目的は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力を習得することである。実務においては、直面する問題について、最新のものも含めた的確な情報を収集し、それらを整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、検索ツール等について一般的な解説をし、実際にそれらを使用して情報を検索・整理する訓練を行う。 法律事務所、企業法務部等において実務研修プログラムを行う。 この科目では、学生が、法律事務所、企業法務部等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだ「実務民事法」「実務刑事法」「実務公法」等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローリングの必要性を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業法務部自体が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実際に体験することも重要な目的である。	46(0)	46(0)
		刑事訴訟法	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	藤宗 和香 成瀬 幸典 佐藤 隆之						
		実務刑事法	2	通年	90	8	必修	毎年	講義	藤宗 和香 成瀬 幸典 佐藤 隆之 石井 彦壽 畑 一郎 藤宗 和香 官澤 里美						
	法曹倫理	法曹倫理	2,3	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	畑 一郎	2				79	49(0)
法律実務基礎科目	民事訴訟実務の基礎	民事要件事実基礎	2,3	通年	22.5	2	選択	毎年	講義	畑 一郎	2	85			23(0), 24(0)	
	刑事訴訟実務の基礎	刑事事実認定論	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	藤宗 和香 吉田 年宏	2	87			7(0)	
	法情報調査	リーガル・リサーチ	1,2	前期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	芹澤 英明 樺島 博志	2	81	41(0)			
	エクスターンシップ	エクスターンシップ	2,3	集中	22.5	2	選択	毎年	講義 演習 実習	官澤 里美 坂田 宏	2	83	3(0), 3(0)			
基礎法学・隣接科目	実務法理学		2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	青井 秀夫	2	88	21(0)			
	実務法理学		2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	青井 秀夫	2	89	2(0)			
	実務外国法		2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	芹澤 英明	2	90	7(0)			
	実務外国法		2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	芹澤 英明 中村 民雄	2	92	0			
	法と経済学		2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	河上 正二 芹澤 英明 菱田 雄郷 森田 果 蘆立 順美 嵩 さやか 澁谷 雅弘 吉田 浩	2	94	18(0)			

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位数	必修・ 選択等	開講 方 法	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位数 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	受講生数(うち、LS外の学生)
									名 前	分類				
展 開 ・ 先 端 科 目	民法発展演習	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	石井 彦壽 畑 一郎		2	この授業の目的は、民法領域の具体的な論点や問題について、ソクラテス・メソッドによって討論を行っていくことを通じて、法曹実務の基礎となる民法の基本的考え方とその具体的な適用方法を深く修得していくことにある。民法はもっとも基礎となる科目であるから、この授業によって民法の理解を確実なものにすることが必要である。またそれと同時に、最新の裁判例を扱うことによって最先端の理論的課題を修得すること、そしてさらに今後生じる未知の課題にも対応できる法的能力を培うことを目的とする。	96	8(0)
	医事法	2,3	前期	22.5	2	選択	隔年	講義	河上 正二 小粥 太郎 水野 紀子		2	医療事故・生命倫理その他の医療をめぐる重要問題について、立法例・裁判例等の検討を行うことにより、医療紛争における法的問題を解決する能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割についての理解を深めることを目的とする。	97	13(0)
	環境法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	三好 信俊		2	環境問題について基本的な認識を基に、環境問題に対する法的なアプローチの生成と発展について専門的な知見を学習する。国内の諸問題については、公害問題の発生以来の環境問題を歴史的に回顧するとともに、初期の公害訴訟、被害者救済問題から展開して、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の諸施策に係る論点を踏まえながら、現行の関連諸法 / 制度に関する知識を習得する。さらに、環境問題は地球規模の課題となっており、国際状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。これらを通じて環境法の課題を定めた経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、企業法務などの実務的かつ発展した知識及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不公正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、企業法務及び消費者保護のために法曹として活動する場合の専門分野にできる基礎が形成されたいえるレベルを目指す。	98	12(8)
	経済法実務	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	鈴木 孝之		2	経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、企業法務などの実務的かつ発展した知識及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不公正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、企業法務及び消費者保護のために法曹として活動する場合の専門分野にできる基礎が形成されたいえるレベルを目指す。	101	1(0)
	企業法務演習	2,3	集中	22.5	2	選択	毎年	演習	弥永 真生		2	具体的な設例の検討を通して、企業がある目的を達成しようとする際に、法的にどのような選択肢があり、それぞれの選択肢にどのような利害得失があるかを考え、当該状況の下で最も適切な企業の行動を計画する実践的な能力を養う。	102	7(0)
	企業法務演習	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	河井 聡		2	具体的な設例の検討を通して、企業がある目的を達成しようとする際に、法的にどのような選択肢があり、それぞれの選択肢にどのような利害得失があるかを考え、当該状況の下で最も適切な企業の行動を計画する実践的な能力を養う。	103	0
	知的財産法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	藤田 年彦		2	この授業の目的は、知的財産法のうち、特許法、実用新案法、意匠法について、それらの中心的概念や制度枠組みの知識の定着、理解を深めるとともに、各法の重要論点について、訴訟(侵害訴訟、審決取消訴訟など)の実例などを通じて、実務上問題となっている事項を整理し、実務に必要な知識、法的思考方法を修得させ、これにより知的財産法の専門的実務能力を有する法曹人を養成することにある。	104	0
	知的財産法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	横山 経通		2	知的財産法に属する諸法のうち、著作権法、商標法、不正競争防止法を中心に扱う。文献及び裁判例などを素材に議論することを通じて、各法の基本的枠組や中心的概念の理解、各法の関係や役割の違いについて体系的な理解を深めるとともに、知的財産法の本分野で新しく生じる問題に対応するための基礎的能力と柔軟な思考力の習得を習得させる。	105	3(0)
	刑事実務演習	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	田子 忠雄 藤宗 和香		2	本演習では、起訴・不起訴の判断に向けて、現実の捜査がどのように進行するのか、その過程で、実務家がどのような観点から事件をとらえ、実際にどのような活動を行っているのか、仮想事例や簡略化された事件記録を素材として検討することを通じて理解するとともに、実務家に必要とされる、自らの頭で考え、判断する姿勢を養成することを目的とする。 そして、刑事事件の処理(被疑者の処遇)について、具体的に議論することを通じて、刑事事件に携わることの魅力、そのやりがいを理解してもらうことも、本演習の重要な目的である。 なお、手続法の問題は、相互に有機的に関連しているから、捜査段階における議論が、その後の手続段階にも、影響を及ぼしていく。したがって、本演習自体も、全体としての訴訟の姿を見据えながら、必要に応じて、公判手続や証拠法の問題にも議論を広げてゆくこととする。	106	12(0)
	少年法・刑事政策	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	齊藤 豊治		2	少年法を講義する。少年法は、非行少年を対象にその健全育成・立ち直りを目標として性格の矯正と環境の調整のために保護処分等を行うユニークな法律である。刑事訴訟法などと比べて、運用に委ねられている事柄も少なくない。近年、少年事件に付添人弁護士増加、少年法改正による検察官の審判関与と国選付添人制度、原則逆送が導入されるなど、法律家の役割が増大してきている。それだけに、論理的思考だけではなく健全育成に配慮した柔軟で複眼的な思考が要求される。	107	2(0)
	国際法発展演習	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	植木 俊哉		2	本演習は、実際の国際裁判所における具体的な紛争事件の提訴から判決に至るまでの各段階を追った分析及び検討を通じて、国際法務・国際裁判を専門とする法曹実務家に必要とされる専門的知識の修得及びこれらの国際的な訴訟事件に対処するための専門的能力の涵養を目的とする。	109	0
	経済法理論	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	鈴木 孝之		2	法学既修者を対象として、経済法のうち、我が国の自由市場経済の根幹をなす競争秩序の維持を目的とする独占禁止法を中心に、その基本的知識と思考方法の習得を目的とする。経済学の知見を踏まえつつ、審決・判決の検討・分析を通じて、現実の経済社会における企業の事業活動に関わる諸問題をルール型社会において法的に解決できる理論構築及び専門用語による討論能力を養成することを目指す。	111	3(1)
	ジェンダーと法演習	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	辻村 みよ子		2	男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会(男女共同参画社会)の実現を」21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念(ステレオタイプ)や偏見(ジェンダー・バイアス)、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、最近では、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多くなった。	112	6(5)
	憲法訴訟と憲法解釈論	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	蟻川 恒正		2	そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー(とくに社会的・文化的に形成された性差)問題や既存の判例等を検討し、議論。本演習は、いわゆる憲法訴訟における憲法解釈論の意義と限界を考察するものである。日本における憲法訴訟の停滞は、政治過程での「憲法」表象の偏った氾濫と手を携えて、日本法秩序に占める憲法存在を特異に周縁的なものにしていく。裁判規範としての憲法を個別の訴訟の訴訟構造のなかに適切に位置づけることは、一方で、当事者・裁判官の双方に見られる、憲法に訴えることを回避しようとする現下の支配的な訴訟傾向に歯止めをかける一助となるとともに、他方で、今日の、憲法上の権利を以て公的・社会的な諸権力を制限すべく憲法実体論上は目的・手段審査のみを武器として訴訟過程に介入しようとする有力な訴訟傾向にも一定の反省を迫る意味を持つ。 本演習では、判例の単なる解説的研究を排し、来るべき判例理論を展望しつつ、各個の訴訟構造に応じた憲法解釈論の構築の方法を修得することを目指す。	114	0

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開講科目のみ記入してください。また、隔年開講の授業科目が評価実施年度に開講されていない場合においても記入してください。
- 2 「学期区分」の種類については、採用している学期の種類(セメスター制、トリメスター制等)を記入してください。
- 3 「配当年次」については、配当年次が複数ある場合(例えば、2,3年次配当)は、当該配当年次をすべて記入してください。
- 4 「学期」については、「前期」、「後期」等の区分を記入してください。
- 5 「時間数(時間)」については、当該開講科目における総時間数(例:90分授業が15週行われる場合には、22.5時間となります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。
- 6 「必修・選択等」については、「必修」、「選択」、「選択必修」等の区分を記入してください。
- 7 「開講方法」については、「毎年」、「隔年」の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば「隔年」で、開講していなければ「隔年×」と記入してください。
- 8 「授業方法(形態)」については、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」若しくは「実技」のいずれかを、これらを併用する場合にはすべてを記入してください。
- 9 「担当教員」の「分類」については、別紙様式3の教員分類別内訳の「分類」の「記号」(専・専・他、実・専、実・み、兼任、兼任)により、記入してください。
- 10 「授業科目内容の概要」については、開講する各授業科目についての講義等の内容を簡潔に記入してください。
- 11 「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。
- 12 「受講生数(うち、LS外の学生)」については、同一科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。(例:同一科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS外の学生は2人)と40人(うち、LS外の学生は0人)の場合には、「50(2), 40(0)」となります。)

学生数の状況

入学定員関係

	種別	入学定員 [a] (人)	志願者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数 [b] (人)	入学定員 超過率 [b / a]	入学者数内訳								入学者数のうち社会人経験を有する者等の割合		
							自大学の法学関係の学部出身者		自大学の法学関係以外の学部出身者		他大学の法学関係の学部出身者		他大学の法学関係以外の学部出身者		法学関係以外の学部出身者(社会人経験を有しない者)	社会人経験を有する者	計
							社会人経験を有しない者 (人)	社会人経験を有する者 [c] (人)	社会人経験を有しない者 [d] (人)	社会人経験を有する者 [e] (人)	社会人経験を有しない者 (人)	社会人経験を有する者 [f] (人)	社会人経験を有しない者 [g] (人)	社会人経験を有する者 [h] (人)	$[(d+g)/b \times 100]$ (%)	$[(c+e+f+h)/b \times 100]$ (%)	$[(c+d+e+f+g+h)/b \times 100]$ (%)
平成16年度	法学未修者	100	321 (80)	54 (14)	46 (9)	1.00	4 (1)	1 (0)	3 (1)	3 (0)	12 (5)	7 (1)	6 (1)	10 (0)	19.5	45.6	65.2
	法学既修者		312 (76)	70 (19)	54 (15)	1.00	19 (8)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	12 (3)	2 (0)	3 (1)	3.7	42.5	46.2

社会人(実務の経験を有する者)の定義について

入学時において大学卒業後2年以上(主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く)の社会的実務経験を有するもの

他学部出身者の定義について

入学時において法学士以外の学士号を有するか取得見込みの者

在籍者関係

	種別	1年次	2年次	3年次
平成16年度	法学未修者	46 (9)		
	法学既修者		54 (15)	

- (注) 1 学生数の状況については、各年度5月1日現在で記入してください。
 2 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3 入学定員関係の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者をいいます。
 4 入学定員関係において、入学者の「種別」を詳細に設定している法科大学院にあっては、当該様式を基本としつつ、適宜様式を変更して記入してください。
 5 入学定員関係の「入学定員超過率」は、小数点第3位を切り捨ててください。(例：入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033 \dots$ 『1.03』となります。)
 6 入学定員関係の「社会人(実務の経験を有する者)の定義について」、「他学部出身者の定義について」については、当該法科大学院におけるこれらの定義を簡潔に記入してください。
 7 在籍者関係については、長期履修制度を採用している場合等は、上記様式を基本として、適宜様式を変更して記入してください。

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										備考				
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目					年間総単位数			
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才			大学等名		
専	教授	男	青井秀夫	法理学	実務法理学	(前)2		法理学	(後)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					14.1			
				実務法理学	(後)2		法理学演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:法理学基礎演習)									
							法理学演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻									
							論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻									
							現代日本の政策課題と法	(後)0.1		全学教育									
専	教授	男	蟻川恒正	憲法・比較憲法	憲法訴訟と憲法解釈論	(後)2		憲法演習	(通)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					12			
							憲法	(後)2		法学部									
							憲法	(前)2		法学部									
							憲法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻									
専	教授	男	稲葉 馨	行政法	公法	(前)2	才	行政法演習	(通)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					16.2			
					実務公法	(通)4×2	才	論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
								現代日本の政策課題と法	(後)0.2		全学教育								
専	教授	男	貝瀬幸雄	民事訴訟法	民事訴訟法	(後)2		司法制度論	(前)2		法学部					6			
								比較民事訴訟法演習	(前)2		法学部								
専	教授	男	河上正二	民法	民法	(通)2	才	民法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					23.4			
					実務民事法	(通)2.8×2	才	消費者法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
								論文指導	(前)(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
					法と経済学	(前)0.3	才	民法入門	(前)2		法学部								
					医事法	(前)1.3	才	民法総則	(後)2		法学部								
								民法演習	(後)2		法学部								
専	教授	男	小粥太郎	民法	民法	(通)4	才	民法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:民法演習)					14.1			
					実務民事法	(通)0.9×2	才	民法演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:民法演習)								
					医事法	(前)0.3	才	契約法・債権総論	(後)4		法学部								
専	教授	男	齊藤豊治	刑事学	少年法・刑事政策	(後)2		刑事政策	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	法律学講義B	(前)2	宮城教育大学		22			
								少年法	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	法律学講義B	(後)2	宮城教育大学					
								刑事政策演習	(通)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部								
								刑事政策演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
								刑事政策演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
								論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
専	教授	男	坂田 宏	民事訴訟法	実務民事法	(通)5.7×2	才	執行保全法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					17.6			
					エクスターンシップ	(集)0.1×2	集才	論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻								
								民事訴訟法演習	(後)2		法学部								

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										年間総単位数	備考
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目					
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才		
専	教授	男	芹澤英明	英米法・トランスナショナル情報法	リーガル・リサーチ	(前)2		英米法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻				20.2	
					実務外国法	(前)2		インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
					実務外国法	(集)2	集	アメリカサイバースペース法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
					法と経済学	(前)0.2	才	論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								英米法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					
								比較法社会論	(前)2		法学部					
専	教授	女	辻村みよ子	憲法・比較憲法	公法	(前)4		比較憲法演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻			14.2		
					ジェンダーと法演習	(前)2		論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								憲法演習	(通)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					
								現代日本の政策課題と法	(前)0.2		全学教育					
専	教授	女	水野紀子	民法・家族法	民法	(通)2	才	民法基礎演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:民法基礎演習)			21.1		
					実務民事法	(通)3.3×2	才	民法基礎演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部(科目名:民法基礎演習)					
					医事法	(前)0.3	才	現代家族法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					
								論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								家族法	(前)2		法学部					
								不法行為法	(後)2		法学部					
専	教授	男	山元 一	憲法・比較憲法	実務公法	(通)2×2	才	比較憲法演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻			14.2		
								論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								憲法	(後)2		法学部					
								憲法演習	(通)4		法学部					
専	専攻長教授	男	吉原和志	商法	商法	(後)4							12			
					実務民事法	(通)4×2										
専	助教授	女	久保野恵美子	民法	(海外渡航中)								0			
専	助教授	男	佐藤隆之	刑事訴訟法	刑事訴訟法	(後)2		刑事訴訟法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻			18		
					実務刑事法	(通)8		刑事訴訟法演習	(後)2		法学部					
								刑事訴訟法	(前)4		法学部					
専	助教授	男	成瀬幸典	刑法	刑法	(前)4		刑法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻			26		
					実務刑事法	(通)8×2		論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								刑法演習	(前)2		法学部					
専	助教授	女	西谷祐子	国際私法				国際取引関係法特論	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻			12		
								国際私法原論	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻					
								国際私法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					
								国際私法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部					
							国際私法演習	(後)4		法学部						

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										年間総単位数	備考	
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目						
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才			大学等名
専・他	教授	男	大内 孝	西洋法制史				西洋法制史演習	(前)2		法学部				12		
								西洋法制史演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部						
								西洋法制史演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部						
								西洋法制史演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部						
								法と歴史	(前)2		法学部						
								西洋法制史特論	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部						
専・他	教授	男	早川眞一郎	民法	民法	(通)4	才	トランスナショナル民事法 演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻	国際私法研究第二	(集)1	集	九州大学大学院法学府	14	
								論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻						
								物権法	(後)2		法学部						
								民法演習	(通)4		法学部						
専・他	教授	男	吉田正志	日本法制史				日本法制史	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部				16		
								日本法制史	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部						
								日本法制史演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻						
								日本法制史演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻						
								論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻						
								日本近代法史	(後)2		法学部						
実・専	教授	男	石井彦壽	実務民事法	実務民事法	(通)2.8×2	才								7.4		
					法曹倫理	(後)0.4×2	才										
					民法発展演習	(前)1	才										
実・専	教授	男	鈴木孝之	経済法	経済法実務	(後)2		経済法	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	立法政策学	(前)2	慶應義塾大学法務研究科	22		
					経済法理論	(前)2		経済法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	行政学	(後)2	慶應義塾大学法務研究科			
								国際経済法	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	経済法基礎	(前)2	慶應義塾大学法務研究科			
								経済法演習	(通)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部	経済法実務	(後)2	慶應義塾大学法務研究科			
								法学	(後)2		全学教育						
実・専	教授	女	藤宗和香	実務刑事法	実務刑事法	(通)8						訴訟実務の基礎(刑事)	(前)2	白鷗大学法務研究科	13.2		
					法曹倫理	(後)0.3×2	才					模擬裁判(刑事)	(後)2	白鷗大学法務研究科			
					刑事事実認定論	(後)0.3	才										
					刑事実務演習	(前)0.3	才										
実・専	助教授	男	藤田年彦	知的財産法	知的財産法	(後)2		知的財産法	(前)2	才	法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部				6		
								知的財産法演習	(通)2	才	法学部						
実・み	教授	男	官澤里美	弁護士	法曹倫理	(後)0.3×2	才								4.4		
					エクスターンシップ	(集)1.9×2	集才										
実・み	教授	男	佐藤裕一	弁護士	実務民事法	(通)0.5×2	才							1			
実・み	教授	男	畑 一郎	仙台高等裁判所 判事	法曹倫理	(後)0.5×2	才								6		
					民事要件事実基礎	(通)2×2											
					民法発展演習	(前)1	才										

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目											備考	
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目						
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才	大学等名		年間総単位数
兼担	研究科長 教授	男	植木俊哉	国際法	国際法発展演習	(後)2		国際社会と各国法秩序	(前)4		法学研究科公共法政策専攻				15.2		
							公共政策ワークショップ	(通)1	才	法学研究科公共法政策専攻							
							国際法演習	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻							
							論文指導	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻							
							国際法	(前)2		法学部							
							国際法演習	(後)2		法学部							
							現代日本の政策課題と法	(後)0.2		全学教育							
兼担	教授	男	三好信俊	環境法	環境法	(後)2		環境法概論	(前)2		法学部			4.2			
							現代日本の政策課題と法	(後)0.2		全学教育							
兼担	助教授	女	蘆立順美	知的財産法	法と経済学	(前)0.2	才	知的財産法	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻	知的財産法	(前)2	東北工業大学	10.2		
							知的財産法	(前)2	才	法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部							
							論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻							
							知的財産法演習	(通)2	才	法学部							
兼担	助教授	男	樺島博志	法理学	リーガル・リサーチ	(前)2		法理学特殊講義	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻			14			
							法理学特論	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部							
							法理学演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻							
							法理学特論	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部							
							法学の理論	(後)2		法学部							
		法理学基礎演習	(前)2		法学部												
兼担	助教授	男	澁谷雅弘	租税法	法と経済学	(前)0.2	才	租税制度と政策税制の課	(後)4		法学研究科公共法政策専攻			13.2			
							公共政策ワークショップ	(通)1	才	法学研究科公共法政策専攻							
							租税法	(前)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部							
							租税法演習	(後)2		法学部							
		租税法原論	(前)2		法学研究科公共法政策専攻 法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部												
兼担	助教授	女	嵩さやか	社会保障法	法と経済学	(前)0.2	才	社会保障法	(前)4		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部			10.2			
							比較社会法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻							
							論文指導	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻							
							社会保障法演習	(前)2		法学部							
兼担	助教授	男	菱田雄郷	民事訴訟法	法と経済学	(前)0.2	才	民事手続法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻	民事訴訟法研究第二	(集)2	集	九州大学大学院法学府	12.2	
							民事訴訟法	(前)4		法学部							
							民事救済法	(後)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部							
							民事訴訟法演習	(前)2		法学部							
兼担	助教授	男	森田 果	商法	法と経済学	(前)0.5	才	会社法	(前)4		法学部			10.5			
							商法総論・手形法	(前)4		法学部							
							商取引法演習	(前)2		法学研究科トランスナショナル法政策専攻 法学部							

分類	職名	性別	教員名	専門分野	担当授業科目										年間総単位数	備考
					自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目					
					授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才		
兼任	助教授	男	吉田 浩	加齢経済学	法と経済学	(前)0.3	才	財政学	(前)2		法学研究科公共法政策専攻				33.9	
								福祉経済特論	(通)4		経済学研究科					
								加齢経済演習()	(通)4		経済学研究科					
								加齢経済演習()	(通)4		経済学研究科					
								加齢経済演習()	(通)4		経済学研究科					
								福祉政策特別演習A	(通)0.8		経済学研究科					
								福祉政策特別演習B	(通)0.8		経済学研究科					
								財政学	(前)4		経済学部					
								経済学演習()	(通)4		経済学部					
								経済学演習()	(通)4		経済学部					
			基礎ゼミ	(前)2		全学教育										
兼任	講師	男	河井 聡	弁護士	企業法務演習	(後)2								2		
兼任	講師	男	田子忠雄	公証人	刑事実務演習	(前)1.8	才							1.8		
兼任	講師	男	中村民雄	イギリス法・EU法	実務外国法	(集)2	集							2		
兼任	講師	女	藤田紀子	弁護士	実務民事法	(通)0.9×2	才							1.8		
					医事法	(前)0.1	才							0.1		
兼任	講師	男	村松幹二	法務総合研究所	法と経済学	(前)0.2	才							0.2		
兼任	講師	男	守屋克彦	少年法	少年法・刑事政策	(後)0.6	才							0.6		
兼任	講師	男	弥永真生	商法,証券取引法	企業法務演習	(集)2	集							2		
兼任	講師	男	横山経通	弁護士	知的財産法	(後)2								2		
兼任	講師	男	吉田年宏	弁護士	刑事事実認定論	(後)1.8	才							18		

教員分類別内訳

分類	記号	種別	数(人)	
専任教員	専	教授	13	
		助教授	4	
		講師	0	
専任ではあるが、他の学部・大学院の専	専・他	教授	3	
		助教授	0	
		講師	0	
実務家・専任教員	実・専	教授	3	2
		助教授	1	0
		講師	0	0
実務家・みなし専任教員(年間6単位数以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教授	3	3
		助教授	0	0
		講師	0	0
兼任教員(学内の他学部等の教員)	兼任	教授	2	
		助教授	7	
		講師	0	
兼任教員(他の大学等の教員等)	兼任	教授		
		助教授		
		講師	9	

法曹としての実務の経験を有する者(内数)

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
2 教員一覧については、「分類」ごと、かつ、「職名」ごとの順に記入し、「分類」については、教員分類別内訳の「分類」の「記号」により記入してください。
3 教員一覧の「職名」については、教員分類別内訳の「種別」を記入してください。なお、研究科長、専攻長等に就いている場合にはあわせて記入してください。
4 教員一覧の「担当授業科目」、「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目を担当する教員ごとの単位数に対する担当時間数の割合により記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例: 授業科目(2単位数)の時間数が30時間で、当該科目を2人の教員(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)で担当する場合には、それぞれ、2(単位数)×20÷30=1.33… 『1.3』、2(単位数)×10÷30=0.66… 『0.7』となります。)
5 教員一覧の「担当授業科目」の「集・才」については、集中講義の場合には『集』と、オムニバス授業の場合には『才』と記入してください。
6 教員一覧の「担当授業科目」の「大学等名」については、自大学他専攻等を担当する教員の場合には、研究科・専攻名又は学部・学科名等を、他大学等を担当する教員の場合には、大学・研究科・専攻名又は大学・学部・学科名等を記入してください。
7 教員一覧の「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」、「自大学他専攻等担当授業科目」、「他大学等担当授業科目」の合計を記入してください。
8 教員分類別内訳の「分類」の「兼任教員(他の大学等の教員等)」に該当する教員については、教員一覧にある「自大学他専攻等担当授業科目」及び「他大学等担当授業科目」の記入は必要ありません。この場合、「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」に係る単位数となります。

科目別専任教員数一覧

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

		法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展 開 ・ 先端科目	合 計
		憲法	行政法	民法	商法	民 事 訴訟法	刑法	刑 事 訴訟法				
専任教員	教授	2	1	6	1	2	1	1	6	3	8	31
	助教授						2	2			1	5
	講師											
	合計	2	1	6	1	2	3	3	6	3	9	36

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
 2 科目別専任教員数一覧における「専任教員」とは、別紙様式3の教員分類別内訳の「分類」の記号「専、専・他、実・専、実・み」に該当する教員のことをいいます。
 3 教員数については、科目別に延べ人数としてください。